

△招 集

川越地区消防組合告示第七号

平成二十七年川越地区消防組合議会第四回定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年九月二十五日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十七年十月二日 午後三時
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成二十七年十月二日 一 日 間

△議事順序

午後三時開会

- 一、日程第一については、会期を一日間と定める。
- 二、日程第二、第三については、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 三、日程第四、会議録署名議員指名については、

桐野 忠 議員

中原 秀文 議員 を指名する。

四、日程第五については、平成二十七年三月二十日以降受理した監査結果を報告する。

五、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

六、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

七、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、これを実施する。
なお、一般質問の通告があった場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第四回定例会を閉会する。

△議事日程

平成二十七年十月二日 午後三時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

平成二十七年川越地区消防組合議会第四回定例会会議録

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

日程第七 議案第七号 平成二十六年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第八 議案第八号 川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第九 議案第九号 川越地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第十 議案第十号 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

△議場に出席した議員(二人)

第一番 小高 春雄 議員 第二番 山田 敏夫 議員

第三番 爲水 順二 議員 第四番 片野 広隆 議員

第五番 荻窪 利充 議員 第七番 桐野 忠 議員

第八番 中原 秀文 議員 第九番 柿田 有一 議員

第一〇番 高橋 剛 議員 第一一番 近藤 芳宏 議員

第二二番 川口 啓介 議員 第二三番 小林 一 議員

△欠席議員(なし)

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 風間 清司

会計管理者 松田裕二

消防局長 斉木利之

次長 柴崎正治

〃 高野春雄

〃 木村圭夫

川越北消防署長 吉田利政

川越中央消防署長 岸康弘

川越西消防署長 比留間富雄

川島消防署長 島村宏

総務課長 澤田英司

予防課長 笛木清

警防課長 島村昭仁

救急課長 吉田和広

指揮統制課長 谷島忠雄

監査委員 戸口元夫

〃 小林薫

△議場に出席した職員

書記長 佐藤美智子

書記 長谷正昭

〃 西村政徳

〃 大森康孝

△開 会 (午後二時五十分)

○片野広隆議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十七年十月二日開会の川越地区消防組合議会第四回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

○片野広隆議長 直ちに会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

去る七月二十八日、吉野郁恵議員から一身上の都合により、川越地区消防組合議会を辞職したい旨の願いが提出されましたので、地方自治法第二百九十二条の準用規定に基づき、同法第二百六条ただし書きの規定により、これを許可いたしました。よって、この旨、報告いたします。

△日程第一 会期決定について

○片野広隆議長 日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第四回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第四回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○片野広隆議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

(西村政徳書記 朗読)

川消総発第八三七号

平成二十七年十月二日

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合管理者 川合善明

議案の提出について(通知)

平成二十七年本組合議会第四回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

- 一 平成二十六年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 二 川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - 三 川越地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - 四 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 片野広隆議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について
○片野広隆議長 日程第三、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者、監査委員より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第四四号

平成二十七年九月二十五日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 片野広隆

出席要求書

地方自治法第百二十一条第一項の規定により、十月二日午後三時開会の川越地区消防組合議会第四回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消議会発第四五号

平成二十七年九月二十五日

川越地区消防組合監査委員様

川越地区消防組合議会議長 片野広隆

出席要求書

地方自治法第百二十一条第一項の規定により、十月二日午後三時開会の川越地区消防組合議会第四回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消総収第八一七号

平成二十七年十月二日

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、平成二十七年本組合議会第四回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者	川合善明
副管理者	飯島和夫
〃	風間清司
会計管理者	松田裕二
消防局長	斉木利之
次長	柴崎正治
〃	高野春雄
〃	木村圭夫
川越北消防署長	吉田利政
川越中央消防署長	岸康弘
川越西消防署長	比留間富雄

川島消防署長 島村 宏
総務課長 澤田 英司
予防課長 笛木 清
警防課長 島村 昭仁
救急課長 吉田 和広
指揮統制課長 谷島 忠雄

川消監収第二三号

平成二十七年十月二日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員

出席通知書

要求により、平成二十七年川越地区消防組合議会第四回定例会に、説明のため下記の者が出席します。

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫
小林 薫

△日程第 四 会議録署名議員指名について

○片野広隆議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。

桐野 忠 議員
中原 秀文 議員

以上二人の方を指名いたします。

△日程第 五 監査結果の報告について

○片野広隆議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、平成二十七年三月二十日以降、本日まで九件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第三九号

平成二十七年三月二十三日

川越地区消防組合議会議長 三上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 高橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四号

平成二十七年四月二十三日

川越地区消防組合議会議長 三上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 高橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年三月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第八号

平成二十七年六月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年四月分（出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第九号

平成二十七年六月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

出納監査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年四月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一〇号

平成二十七年六月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年五月分（出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一一号

平成二十七年六月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年五月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一五号

平成二十七年七月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年六月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一七号

平成二十七年八月二十一日

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年七月分例

月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二一号

平成二十七年九月二十四日

川越地区消防組合議会議長 片野 広 隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元 夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年八月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第 六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○片野広隆議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題といたします。

本件は、去る七月二日開会の第三回臨時会において、地方自治法第九十八条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。

よって、委員長より、審査の経過並びに結果について報告を願います。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、十月二日、消防局三階講堂において、付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを審査いたしました。

まず、理事者より、消防局庁舎建設計画の経過等について説明を受け、種々質疑

が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いました。協議の中でありましたが、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重要な課題であり、今後慎重に調査する必要があるため、本日に調査を終了することは困難であります。

よって、地方自治法第九十八条第八項の規定に基づく継続審査とし、九月定例会終了後、審査したい旨、会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定をいたしました。

これをもって、本特別委員会の報告を終わります。

平成二十七年十月二日。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 片野 広 隆 様

○片野広隆議長 以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより本件の質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十八条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第七 議案第七号 平成二十六年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

○片野広隆議長 日程第七、議案第七号、平成二十六年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第七号

川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、平成二十六年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成二十七年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○片野広隆議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。

（松田裕二会計管理者登壇）

○松田裕二会計管理者 ただいま上程になりました議案第七号、平成二十六年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、平成二十六年川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により決算の概要を御説明申し上げます。

初めに二ページを御覧いただきたいと存じます。決算額総括表でございます。予算現額は五十三億七千三百三十一万九千円でございます。歳入につきましては、調定額が五十三億四千九百八十八万三千七百三十九円、収入済額が五十三億四千八百八十六万五千七百三十九円、収入未済額が九十三万八千円、予算現額に対する決算額の割合は九九・五八%でございます。

次に、歳出でございますが、支出済額が五十二億九百二十八万五千九百四十円、

不用額が一億六千二百三十三万六千六百四十円、執行率は九六・九八%となっております。歳入歳出差引残額一億三千九百五十七万九千七百九十九円につきまして、翌年度へ繰り越しをさせていただきます。

次に、十ページを御覧いただきたいと存じます。歳入歳出決算事項別明細書でございます。初めに、歳入でございます。

一款分担金及び負担金、一項一目負担金でございます。収入済額が四十二億九千七百八十八万八千八百一十一円で、消防組合負担金といたしまして、川崎市、川島町、それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費及び川越市の消防用地費からなる内容でございます。

次に、二款使用料及び手数料、一項使用料、一目消防使用料でございます。収入済額が八十一万三千八百七十九円で、内容は行政財産使用料でございます。

次に、二項手数料、一目消防手数料でございます。収入済額が四百九十三万一千九百五十円で、内容は危険物製造所等設置許可申請等手数料などでございます。

次に、三款国庫支出金、一項国庫補助金、一目消防費国庫補助金でございます。収入済額が四千五百五十六万七千円で、内容は消防施設等整備費補助金でございます。

次に、四款財産収入、一項財産運用収入、一目利子及び配当金でございます。収入済額が一万五千八百四十円で、内容は職員退職手当基金の積立金利子でございます。

次に、二項財産売却収入、十二ページに移らせていただきます。一目物品売却収入でございます。収入済額が百三万円で、内容は不用品売却収入でございます。

次に、五款一項一目繰越金でございます。収入済額が一億九千二百三十七万六千二百八十六円で、内容は前年度剰余金でございます。

次に、六款諸収入、一項一目預金利子でございますが、収入済額はございません。次に、二項一目受託収入でございます。収入済額が八百二万三千九百四十六円で、

内容は川越自警消防費、川島自警消防費及び川越水防費に係る受託収入でございます。

次に、三項一目雜入でございます。収入済額が一千五百一十一万八千七百二十七円、収入未済額が九十三万八千円で、収入済額の内容は、関越高速道路救急業務支弁金、消防基金支払収入などでございます。収入未済額の内容は、源泉所得税に係る受託業者の返還金の滞納によるものでございます。

次に、七款一項組合債、一目消防債でございます。収入済額が七億九千二百八十万円で、内容は消防施設整備事業債でございます。

歳入合計でございますが、予算現額が五十三億七千三百一十一万九千円、調定額が五十三億四千九百八十万三千七百三十九円、収入済額が五十三億四千八百八十六万五千七百三十九円、収入未済額が九十三万八千円となっております。

続きまして、歳出でございます。十四ページを御覧いただきたいと存じます。

一款一項一目議会費でございます。支出済額が五百二十六万七千九百六十二円で、内容は報酬及び旅費等の議会事務に係る経費でございます。

次に、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費でございます。支出済額が二百六十八万八千七百八十六円で、内容は報酬及び報償費等の一般管理事務に係る経費でございます。次に、二目公平委員会費でございます。支出済額が六万二千七百二十円で、内容は報酬及び旅費の公平委員会事務に係る経費でございます。

次に、二項一目監査委員費でございます。支出済額が三十六万六千二百二十二円で、内容は報酬及び旅費等の監査事務に係る経費でございます。

次に、三款消防費、一項一目常備消防費でございます。支出済額が四十六億二千五百八十七万七千八百七十二円で、内容は給料、職員手当等、十六ページに移らせていただきます。共済費、備品購入費及びその他常備消防の事務全般に係る経費でございます。

次に、二十六ページに移らせていただきます。二目常備施設費でございます。支出済額が八千三百三十二万七千六百六十一円で、内容は委託料、工事請負費、備

品購入費等の常備消防の施設管理に係る経費でございます。

次に、二項非常備消防費、一目川越非常備消防費でございます。支出済額が一億二千九百五十四万六千二百九十九円で、内容は報酬、共済費、旅費、二十八ページに移らせていただきます。備品購入費等の川越市消防団に係る経費でございます。

次に、二目川島非常備消防費でございます。支出済額が四千九百六十六万七千六百二十四円で、内容は報酬、共済費、旅費、備品購入費等の川島町消防団に係る経費でございます。

三十ページに移らせていただきます。三項水利施設費、一目川越水利施設費でございます。支出済額が九千三百四十一万二千二百二十四円で、内容は工事請負費及び負担金等の川越市水利施設の管理及び増設に係る経費でございます。

次に、二目川島水利施設費でございます。支出済額が三百三十二万二千九百二十円で、内容は負担金等の川島町水利施設の管理に係る経費でございます。

三十二ページに移らせていただきます。四項自警消防費、一目川越自警消防費でございます。支出済額が三百九万二千二百十円で、補助金等の川越市自警消防隊に係る経費でございます。

次に、二目川島自警消防費でございます。支出済額が二百三十四万九千六百四十二円で、内容は川島町自警消防団に係る補助金でございます。

次に、五項水防費、一目川越水防費でございます。支出済額が二百五十八万四千九百四十四円で、内容は共済費、備品購入費及び交付金等の川越市水防団に係る経費でございます。

四款一項公債費、一目元金でございます。支出済額が一億九千三百八十七万八千九百八十八円で、内容は組合分等元金償還金でございます。

三十四ページに移らせていただきます。二目利子でございます。支出済額が一千万四千三百六十六万二千八百七十六円で、内容は組合分等利子償還金でございます。

次に、五款一項一目予備費につきましては、支出済額はございません。歳出合計でございますが、予算現額が五十三億七千三百一十一万九千円、支出済額

が五十二億九百二十八万五千九百四十円、不用額が一億六千二百三万三千六十円となつてございます。

以上、御説明申し上げました内容が四ページから九ページの歳入歳出決算書といましてまとめさせていただいたものでございます。

なお、三十六ページ以降にお示しをさせていただきます実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、別冊で配布させていただきました決算資料等を御高覧の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、平成二十六年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

(戸口元夫監査委員登壇)

○戸口元夫監査委員 御指名をいただきましたので、平成二十六年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算について、審査結果の概要を御説明申し上げます。

なお、その内容につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと存じます。

本決算について決算書等を慎重に審査いたしましたところ、いずれも法令に基づき適正に作成されておりました。また、その内容についても、計数に誤りは認められず、予算の執行も議決予算の目的に沿い良好に行われており、会計事務もおおむね適正に処理されておりました。

初めに、当年度の決算額について申し上げます。

歳入の合計は五十三億四千八百八十六万五千円で、前年度に比べ一・二・八％増加しております。また、歳出の合計は五十二億九百二十八万五千円で、前年度に比べ一四・五％増加し、差し引き残額は一億三千九百五十七万九千円となっております。次に、当年度に施行された事務事業について申し上げます。

消防行政を取り巻く環境は、都市化の進展によって建物の大規模化・高層化等による生活環境の変化と高齢化、核家族化等の社会環境の変化によりますます複雑多様化しております。このような状況下にあつて、当年度も種々の施策が施行され、一定の成果を上げたところであり、その主なものは次のとおりであります。

常備消防においては、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の整備を初めとして、各消防署の施設・設備の改修等が実施されるなど、消防施設及び作業環境の改善が図られました。

また、車両整備計画に基づき、新たに普通消防ポンプ自動車、はしご付き消防自動車など計四台が更新整備され、消防力、救命活動の強化が図られました。

次に、非常備消防においては、車両の更新整備、消防団員の資質向上を図るための各種教育訓練が実施されたところでございます。地域に密着した消防団員の活動は、災害発生時にみずからの地域を守るという信念のもと、住民の安全・安心に大きく貢献しており、継続的な団員の確保に努められるよう要望いたしました。

また、今後も救急業務の社会的需要は多くなると考えられることから、引き続き救急救命士をはじめとする救急隊員の養成及び能力の向上に積極的に取り組むとともに、救急業務体制の強化が図られるよう要望いたしました。

自然環境や社会環境の変化に伴つて災害も大規模化、多様化してきていると考えられることから、何事にも速やかに活動ができるよう、常時の準備と訓練を通じて非常時には迅速かつ適切な対応を図ることは重要なことであると考えます。

最後になりますが、今後とも火災、救助、救急等に迅速かつ適切に対応するため、消防組織と施設等のさらなる充実を図り、地域住民の生命と財産の保護に努められるよう要望した次第であります。

以上、甚だ簡単ではありますが、平成二十六年川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○片野広隆議長 以上で、提案理由の説明並びに監査委員の審査意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
桐野忠議員。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、議案第七号、平成二十六年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、何点か質疑をさせていただきます。

今回は救急に絞って質疑をさせていただきます。

最初に、平成二十六年主要な施策の成果に関する説明書で、常備消防費の救急課が所管の救急高度化の推進一千二百六十三万円が計上されていますけれども、住民に対し応急手当てに関する普及啓発活動を行ったとあります。それぞれ内容も示されておりますけれども、近年多くの高齢者や障がい者は施設利用がふえていると思います。ここに示されている住民への応急手当ての講習会の中には、高齢者施設や障がい者施設等における講習は行われているのでしょうか。行っているのであれば、平成二十六年度の回数、受講人数など教えていただきたいと思えます。

次に、救急支援活動についてお伺いいたしますが、管内での救急搬送困難、いわゆる病院までに搬送するのに受け入れ等に時間がかかってしまう実情について聞かせていただきたいと思えます。

もう一つ、関連しまして、障がい者への救急対応は特にコミュニケーションをとるのに苦労されていると考えられますが、現在どのように対応されているのかお伺いをさせていただきますと思えます。

以上、一回目とします。

(吉田和広救急課長登壇)

○吉田和広救急課長 平成二十六年、障がい者施設や高齢者施設等における講習回数について御答弁申し上げます。

救命講習を百六十回、二千九百七十人、救命入門コースを六十七回、一千七百六人の方が実施いたしました。この中で障がい者施設等では六回、百五人、高齢者施設等では六回、八十四人の方に実施していただきました。

引き続き受講者のニーズに応え、さまざまな手法を取り入れながら講習を実施し

てまいります。

搬送困難事案の実情についてでございますが、収容依頼電話回数が十回以上要した、いわゆる搬送困難事案につきましては、平成二十五年は六十一件、全搬送件数の〇・四%であったのに対し、平成二十六年度は三十一件、全搬送件数の〇・二%で、件数、割合とも減少しております。

また、収容依頼最大電話回数事案につきましても、平成二十五年度は電話回数二十回の事案が二件あったのに対し、平成二十六年度には、電話回数が十六回の事案が二件でございます。

減少した要因の一つとして、平成二十六年四月から運用を開始したタブレット端末を用いた救急活動が挙げられ、救急隊は現場からタブレット端末を用いて埼玉県広域災害救急医療情報システムにアクセスし、掲載されている医療機関情報をもとに、収容医療機関の選定を行っております。

障がい者への救急対応についてでございますが、これまで聴覚障がいを持つ傷病者への救急活動においては、救急隊が症状などを聴取する際、お互いの意思をうまく伝達できないことが課題になっておりました。このことから、川越地区消防組合といたしましたは、平成二十五年から救急隊員を対象に手話研修会を行うとともに、コミュニケーションを円滑に行うための道具として、コミュニケーション支援ボードを作成し、活動に利用しております。

また、発達障がい者への対応として、平成二十六年度に埼玉県自閉症協会と協力して、緊急時の対応について意見交換を行い、ハンドブックの作成に参加したところでございます。

以上でございます。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 それぞれお答えいただきました。

一回目に講習会の件をお伺いいたしました。障がい者施設や高齢者施設での講習会は重要なことだと思いますので、施設への周知も含めて継続的に行っていただき

たいと考えます。

全体では、平成二十六年度は救急講習を百六十回で二千九百七十人、救命入門コースを六十七回、一千七百六人とのことでしたけれども、普通救命講習会では、心肺蘇生法やAED講習がされていると思いますが、平成二十六年度に、実際に一般市民によるAEDの実施状況はどうか、効果も含めておききたいと思えます。次に、救急搬送困難事例、困難実情も先ほど伺いをさせていただきました。平成二十五年度に比べて平成二十六年度は、四月よりタブレット端末を使用したことで、搬送困難事案も減少したということでありました。

搬送困難の理由はさまざまだと思いますけれども、障がい者の方々や高齢者、特に認知症の方々などの受け入れが難しい事情もあるということを知ることがあります。タブレットにより減少したことはよいことだと思いますけれども、それでも十回以上電話した事例が三十一件あると、先ほどの答弁でもありました。

救急高度化の推進の一環として医療機関との協議など強化する必要があると考えます。監査委員からの意見書が先ほどありましたけれども、今後の救急業務の社会的需要は大きいという話もございました。救急業務体制の強化についても述べられておられました。

最後の質疑になりますけれども、障がい者を含めた医療機関の受け入れ態勢の強化についての現状をお聞かせ願いたいと思います。

(高野春雄次長登壇)

○高野春雄次長 御答弁申し上げます。

平成二十六年中、救急現場において、一般の住民の方がAEDを実施した件数は五件でございます。そのうち三名の方が一カ月生存され、三名のうち二名の方が社会復帰されたものでございます。

心肺停止時における早期のAEDの実施は最も効果のある救命手当てであることから、今後も住民の応急手当ての積極的な普及啓発を推進してまいります。

続きまして、障がい者を含めました医療機関の受け入れ態勢の強化の現状につい

て答弁させていただきます。

川越地区消防組合におきましては、救急活動の高度化を目的に平成九年度川越地区消防組合救急高度化推進協議会を発足させ、さらに平成十四年度に救急救命士の出動担保を図るため、地域メディカル協議会を立ち上げ、医療機関との連携の強化を推進していくところでございます。

障がい者を含めました住民の方の搬送困難症例を減らすため、各関係機関との連携をさらに強化していく予定でございます。

以上でございます。

○片野広隆議長 他に御質疑ありませんか。

柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 前議員に引き続きまして、平成二十六年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑を申し上げます。

前議員もお話をされていました同じ分野ですね。救急について私からも少し質疑を申し上げます。

前議員の中でさまざま救急困難、搬送困難な事例等りましたが、平成二十五年と二十六年度を比較して、救急の概要がどういうふうに変化をしているのか、この二十五年と比較した状況について、まずお聞きをしたいと思います。

(吉田和広救急課長登壇)

○吉田和広救急課長 平成二十五年と比較した平成二十六年の救急の概要について御答弁申し上げます。

平成二十六年の救急出場件数につきましては、一万六千四百三十三件で、平成二十五年の一万五千七百四十件と比較し四百三件、二・六%の増加となっております。

また、平成二十六年の救急搬送人員につきましては一万四千二十九人で、平成二十五年の一万三千六百二十六人と比較し四百三人、三・〇%の増加となっております。

一一九番通報入電から救急車が現場到着するまでの現場到着平均時間につきましては、平成二十六年は平均九・〇分で平成二十五年の平均八・八分と比較し、〇・二分遅延しております。

一一九番通報入電時から医療機関収容までの収容平均時間につきましては、平成二十六年は平均四十四・九分で平成二十五年の平均四十四・八分と比較し、〇・一分遅延しております。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 二十五年と比較した二十六年度の状況について、人員等、件数について、割合について御答弁をいただきました。

搬送人員、出場件数ともに大変ふえていると、近年増加傾向にあるわけですが、それぞれ四百人を超える増加ということで、実際に現着までの時間、それから収容までの時間が課題になっているわけですが、数がふえるとなかなか抜本的な改善というのは難しいような状況が一方ではあるということが御答弁の中でもわかりました。

一方で、先ほどの議員の答弁にもありましたけれども、いろいろなシステム改修などに伴って、それから新しい仕組みを導入することで、困難な状況を改善するよう努力もされているというように推察をいたします。

平成二十五年と比較して、どういう分野についてどういう施策で努力をし、改善をされたのか、この点について少し具体的にお伺いをいたしまして、私の質疑いたします。

(吉田和広救急課長登壇)

○吉田和広救急課長 平成二十五年と比較して改善された点について御答弁申し上げます。

救急隊が傷病者を搬送する医療機関への収容依頼電話回数の平均につきましては、平成二十六年は平均一・六七回で平成二十五年の平均一・八一回に対し、〇・一四

回減少しております。重症以上傷病者における現場滞在最長事案につきましては、平成二十五年は低体温症と診断された現場滞在時間が百四十七分、電話回数二十六年の事案が最長であったのに対し、平成二十六年は出血性ショックと診断された現場滞在時間百一分、電話回数十四回の事案が最長でございます。

なお、埼玉県では、平成二十五年に埼玉県広域災害救急医療情報システムを改修するとともに、埼玉県下の消防本部に対し、アクセス用のタブレット端末機の端末整備のための補助金事業を創設しました。川越地区消防組合もこの補助金を活用し、平成二十五年末にタブレット端末を整備し、平成二十六年四月から救急隊は現場からタブレット端末を用いて救急医療情報システムにアクセスし、収容状況等の情報をもとに、収容依頼する医療機関を選定し、電話連絡しております。

医療機関情報検索収集できるシステムが構築されたことで、より適切な医療機関の選定、電話連絡回数の減少につながってくると考えられます。

以上でございます。

○片野広隆議長 他に御質疑ありませんか。一質疑なしと認めます。質疑を結びたいです。

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決定いたしました。

△日程第八 議案第八号 川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する

条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第八、議案第八号、川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第八号

川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十七年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明をお願いします。

（斉木利之消防局長登壇）

○斉木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第八号、川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に鑑み、川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、組合が保有する個人番号をその内容に含む個人情報との適切な取り扱いを確保するために必要な措置、当該個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な手続について規定しようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を平成二十八年一月一日としようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

柿田有一議員。

（柿田有一議員登壇）

○柿田有一議員 議案第八号、川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて質疑を申し上げます。

本条例改正は、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴うものというふうに承知をしておりますが、このマイナンバー制度に関して取り扱う人は主に二つに分かれるというふうに思います。行政と直接その情報をさまざまな社会保障や税分野などで利用する方、それからいわゆる一般の事業者を含みます事業者として、そこに属する人たちの個人情報管理し、適切にそれを通知したり、申請をしたりするところに使うような事業者としての役割というものを担うという姿勢での取り扱いというふうになるかと思いますが、今回の条例改正については、個人番号をどのような目的、今申し上げた形のようなような範囲で取り扱うことになるのか、確認のためお伺いをいたします。

（澤田英司総務課長登壇）

○澤田英司総務課長 御答弁申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が成立したことにより、国民一人一人に個人番号が付番され、社会保障、税、災害対策等の各分野で利用されることとなりました。

当組合につきましては、社会保障・税番号制度において、個人番号関係事務実施者としたしまして制度にかかわることとなります。具体的には、職員、その扶養家族、外部有識者等の個人番号を取得して、給与所得の源泉徴収票、報酬等の支払調書、社会保険の被保険者資格取得届等に個人番号を記載して、関係機関に提出することとなります。

以上でございます。

○片野広隆議長 他に御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第九号 川越地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第九、議案第九号、川越地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第九号

川越地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十七年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。
(齊木利之消防局長登壇)

○齊木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第九号、川越地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、改正の趣旨でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、川越地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、特定警察職員等の定義が規定されている地方公務員等共済組合法附則第十八条の二第一項が削除され、同様の内容が厚生年金保険法附則第七条の三第一項第四号に新たに追加されることに伴い、規定の整備をしようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を公布の日としようとするものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第一〇号 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越

市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第十、議案第一〇号、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一〇号

川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十七年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

（齊木利之消防局長登壇）

○齊木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第一〇号、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、改正の趣旨でございますが、地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業制度を導入するため、川越地区消防組合において、制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第二条の表中川越地区消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の項の次に、川越地区消防組合消防職員の配偶者同行休業に

平成二十七年川越地区消防組合議会第四回定例会会議録

関する条例の項を加えて、川越市職員の配偶者同行休業に関する条例を準用するとともに、その他所要の規定の整備をしようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を公布の日としようとするものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後三時三十九分 休憩

午後三時四十二分 再開

○片野広隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程追加

○片野広隆議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第十一として日程に追加し、これを議題とし、実施したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十一として日程に追加し、これを議題とすることに決定いたしました。

△日程第一 一般質問について

○片野広隆議長 日程第十一、一般質問についてを議題といたします。

通告潤に発言を許します。

中原秀文議員。

(中原秀文議員登壇)

○中原秀文議員 議長から発言のお許しをいただきましたので、通告いたしております消防署及び消防分署について一般質問をさせていただきます。

先般、大東地区の方から御指摘を受けたのですが、大東地区には大東分署があり、出動の際、国道一六号線を利用することが多いと思うが、分署から一六号に出るまでの道路が狭いのではないか。また高い建物が一六号の南側に集中していることを考慮すると、現在の場所のままではいのかなどと疑問の声をいただきました。

また今回、川越地区消防組合議員として、初めて一般質問をさせていただきました。また今回、川越地区消防組合例規集にある川越地区消防署の組織に関する規則を確認させていただきましたが、消防署と消防分署との違いについて、もう少し理解を深めさせていただきたく、幾つか確認をさせていただければと思います、消防署及び消防分署についてと題し、一般質問をさせていただきますことといたしました。

まず、一回目の第一点目として、川越地区消防組合には消防署が四カ所、消防分署が四カ所あるわけですが、消防署と消防分署それぞれのすみ分けはどのようなになっているのかお伺いいたします。

今回、質問をさせていただくに当たり、平成二十六年刊行の消防年報を確認させていただきましたが、次に刊行される消防年報もそろそろまとまってきたかと思っておりますので、その内容も含め幾つか確認をさせていただければと思います。

第二点目として、消防署と消防分署のそれぞれの建築の年、各署の建物の階数と延べ面積、車両数、職員数、各署における過去三年間の平均の出場数、またあわせて各署受け持ち区域の世帯数並びに人口を確認させていただければと思います。

第三点目として、各署の職員の方からの要望などどのように情報収集をされているのか。また、それらにはどのようなものがあり、どのように対処されているのか、主なもので結構ですので、御説明いただければと思います。

以上、一回目といたします。

(澤田英司総務課長登壇)

○澤田英司総務課長 御答弁申し上げます。

はじめに、消防署と消防分署のすみ分けについてでございます。

当組合は、現在一消防局、四消防署、四消防分署の組織体制となっております。消防署につきましては、複雑多様化する消防業務に効率的に対応するため、予算執行事務並びに法令に基づく届け出等の事務を行う消防課と災害活動を行う警備課を配置しております。そのほか消防力を分散して、出場区域に間隙等が生じないよう消防署の警備課と同様の災害活動を行う消防分署を配置しております。

次に、消防署、消防分署の各署の建築の年、階数、延べ面積についてでございます。

消防局川越北消防署は、昭和四十九年に建築し、平成四年増築、三階建て、延べ面積、二千二百三十七・六六平方メートル、南古谷分署は昭和六十一年に建築、二階建て、延べ面積四百五十一・〇八平方メートル、川越中央消防署は平成十年に建築、三階建て、延べ面積、一千七百七十二・九三平方メートル、高階分署は昭和四十七年に建築、三階建て、延べ面積、一千三十八・一三平方メートル、大東分署は昭和五十四年に建築、平屋建て、延べ面積、三百九十二・九六平方メートル、川越西消防署は平成六年に建築、三階建て、延べ面積、一千四百九十・〇八平方メートル、名細分署は平成十六年に建築、二階建て、延べ面積、一千四百九十八・六六平方メートル、川島消防署は平成五年に建築、二階建て、延べ面積、一千百三十六・

○二平方メートルでございます。

次に、車両数、職員数についてでございます。

車両につきましては、消防署及び消防分署には、消防ポンプ自動車、化学車、水槽車、高規格救急車、救助工作車、はしご車、後方支援車、警防車、広報車、連絡車及び起震車を配置しております。

車両数にあわせて職員数についても御答弁申し上げます。

川越北消防署は車両数八台、職員数は再任用職員を含め四十八人、南古谷分署は車両数六台、職員数は三十四人、川越中央消防署は車両数九台、職員数は再任用職員を含め五十九人、高階分署は車両数五台、職員数は三十三人、大東分署は車両数五台、職員数は三十四人、川越西消防署は車両数七台、職員数は再任用職員を含め四十三人、名細分署は車両数八台、職員数は四十八人、川島消防署は車両数七台、職員数は再任用職員を含め四十六人でございます。

次に、平成二十四年、二十五年、二十六年の過去三年間の火災、救急、救助、その他の平均出場数についてでございます。

川越北消防署は三千三百六十三件、南古谷分署は二千四十七件、川越中央消防署は三千八百七十三件、高階分署は三千二百五十八件、大東分署は二千七百二十件、川越西消防署は二千五百二十二件、名細分署は二千二百二十件、川島消防署は一千三百一十一件でございます。

次に、受け持ち区域の世帯数及び人口についてでございます。

川越北消防署は二万六千三百五十三世帯、五万五千九百八十一人、南古谷分署は一万三千九百五十三世帯、三万五千四百八十四人、川越中央消防署は二万五千六百二十二世帯、五万九千八百九十六人、高階分署は二万八千五百二十五世帯、六万五千三百六十人、大東分署は一万九千五百五十九世帯、四万六千九百七十三人、川越西消防署は二万四千二十三世帯、五万七千三百三人、名細分署は一万二千三百六十世帯、二万八千五百九十一人、川島消防署は七千八百七十三世帯、二万一千百六十七人でございます。

次に、職員からの要望などは、どのように情報収集されているのか、またそれらにはどのようなものがあり、どのように対処しているかについてでございます。

職員からの要望などにつきましては、消防職員委員会を通じて収集しているところでございます。

消防職員委員会は、平成八年十月一日に消防組織法の一部が改正され、消防職員の意味疎通を図るために、新たな組織として制度化されたものであります。本組合におきましても、川越地区消防組合消防職員委員会に関する規則を制定し、制度の運用を図っているところでございます。

消防組織法の規定により、消防職員委員会に提出することができる意見の内容につきましても、消防職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件及び厚生福利に関すること、消防職員の職務遂行上、必要な被服及び装備品に関すること、消防の用に供する設備、機械器具、その他の施設に関することの三項目に限定されているところではございますが、提出された主な意見といたしましては、防火服、救急服、活動服などの貸与被服の改良に関する意見、災害の多様化に伴い必要とされる資機材の導入、整備に関する意見を初め消防職員の職務遂行上、必要な被服及び装備品に関する意見がございます。

本組合におきましては、九月に委員会を開催することを定例としておりまして、予算措置が必要な案件につきましては、十月に実施する次年度の予算編成において可能な限り調整し、早期の実現を図っているところでございます。

以上でございます。

(中原秀文議員登壇)

○中原秀文議員 それぞれ御答弁をいただきました。

消防署と消防分署のすみ分けにつきましては、消防署には事務的な業務の役割があり、また災害活動を行う警備課の役割が消防署、消防分署とも同様に配置されているということを理解いたしました。

今後消防署と消防分署のそれぞれの役割をしっかりと果たしていただきたいと思います。

たいと思います。

建築年に関する御答弁から、高階分署が昭和四十七年、大東分署は昭和五十四年に建築されたものであり、相当老朽化が進んでいるのだろうということを改めて確認をさせていただきます。

受け持ち区域内の人口につきましては、高階分署が六万五千人強、大東分署では四万七千人弱、やはり世帯数も人口に比例して高階分署区域で二万八千五百余世帯、大東分署で一万九千五百余世帯と、大勢の方が住んでいる地域であること、また出場数も三千前後と、相当な数の出場があったことも確認をさせていただきました。

にもかかわらず、車両数は両分署とも五台、職員数は高階分署が三十三名、大東分署が三十四名と、八署のうち最も少ない数の車両数と職員数となっていること。さらに、大東分署は平屋で延べ面積は約三百九十三平方メートルと、最も小さいサイズの署になっているということも確認いたしました。職員の方々からの要望には、建物、車両、人員に関する要望は出されていないようですが、半ば諦めていて出されていないのではないかと、感じてまいります。

いづれにいたしましても、職員の皆さんから出されている要望につきましては、地域の皆様の生命、財産を守るための活動においても必要なことであると思っておりますので、可能な限り実現していただくよう私からもお願いいたします。

一回目でも大東分署から国道一六号線に出るまでには、狭い道路を通る必要があります、また一六号の反対側、南側には高い建物が集中していることもあり、現在の場所のままではよいのかという地域の方の疑問の声があったことを申し上げます。ありがとうございました。

二回目の質問をさせていただきます。

消防庁舎の建物も昭和四十九年の建築ですので、老朽化が進んでいることは明白ですが、こちらにつきましては今後特別員会で議論をさせていただきますといたしまして、先ほど申し上げました老朽化が進んでいる二つの分署について、幹線道路へのアクセスや高層の建築物へのアクセスがよい場所への移転を検討することは

できないか、二回目の第一点目として伺いいたします。

職員や車両の配置には、さまざまな要素を勘案し決定されていると思いますが、どのように決定されているのか、またあわせて消防署や消防分署が移設された場合、職員や車両の配置にどのような影響があるのか、第二点目とお伺いいたしました。二回目といたします。

(齊木利之消防局長登壇)

○齊木利之消防局長 御答弁申し上げます。

はじめに、老朽化が進んでいる二つの消防分署について、幹線道路へのアクセスや高層建築物へのアクセスがよい場所への移転を検討することはできないかについてでございますが、当組合の消防署所の配置場所につきましては、平成二十六年度に実施いたしました消防力適正配置調査において、幹線道路へのアクセス要件は考慮されてございませんが、おおむね適正に配置されているとの調査結果を得ております。

なお、今後、高階分署及び大東分署の建てかえの際には、幹線道路へのアクセス、その他管内状況を踏まえ、移転等を含め検討していきたいと考えています。

続きまして、職員や車両の配置はどのように決定されているのか、またあわせて消防署や消防分署が移設された場合、職員や車両の配置にどのように影響するののかについてでございますが、初めに職員及び車両の配置についてでございます。

災害活動を行います消防署警備課につきましては、消防ポンプ車等二台、八人、救急車一台三人、通信員一人の合計十二人の当直人員を基本とし、消防分署につきましては消防ポンプ車等二台八人、救急車一台三人の合計十一人の当直人員を基本とした出場体制が図れる職員数を配置しております。

なお、救助隊の配置しております署所につきましては、さらに五人または四人を加えた当直人数を基本としております。

救助工作車につきましては、河川で分断されるおそれのある地域にそれぞれ配置する考えに基づき、川越中央消防署、名細分署及び川島消防署に配置しております。

また、はしご車につきましては、繁華街を抱え、中高層建築物が多くある地域を中心に配置する考えに基づき、川越北消防署、川越中央消防署、高階分署、川越西消防署に配置しております。

次に、消防署や消防分署が移設された場合の影響についてでございます。

職員、車両には大きな影響はないかと考えておりますが、移設する場合は職員、車両等については、管内状況を勘案し、また全体のバランスを考慮して、総合的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

(中原秀文議員登壇)

○中原秀文議員 それぞれ御答弁をいただきました。

職員及び車両の配置に関しましては、御答弁から基本的な内容について理解をさせていただきます。

高階分署と大東分署の移転に関しましては、局長から現在の配置場所は幹線道路へのアクセス要件は考慮されていないが、建てかえに際しては幹線道路へのアクセス、その他管内状況も踏まえて移転も含め検討したいという趣旨の御答弁をいただきました。

この二つの分署は先ほども申し上げましたが、昭和四十七年と昭和五十四年の建築の建物であり、早期に対応を検討すべきであると考えます。ある程度、期限を区切って検討を進めるべきだと考えますが、消防組合としての考えを改めて伺いたいと思います。

今回は、川越市内のことでもありますので、風間副管理者に御答弁をいただければと思います。

以上、三回目といたします。

(風間清司副管理者登壇)

○風間清司副管理者 高階分署と大東分署についてのお尋ねでございます。

移設整備につきましては、当面は消防局庁舎の建設が優先的な考え方と認識して

おります。したがって、高階分署及び大東分署の移転等につきましては、消防局庁舎の建設が終了した後、検討してまいりたいと考えていますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○片野広隆議長 以上をもって全通告者の質問は終わりました。これをもって一般質問を終わります。

△閉 会

○片野広隆議長 以上をもって川越地区消防組合議会第四回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後四時六分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

報告について

日程第四

出席者の一覧を配布した。

日程第五

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第六

監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第七

消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

日程第七 議案第七号 平成二十六年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

委員会の結果について委員長が報告した。

算認定について

原案認定

日程第八 議案第八号 川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第九 議案第九号 川越地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一〇 議案第一〇号 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

一般質問について

日程第一一
議員一人が一般質問を行った。